

会員各位

一般社団法人日本助産学会 選挙管理委員会

## 日本助産学会代議員および理事選挙告示

下記のとおり代議員および理事選挙を実施します。任期は2年です。監事に関しては任期が4年であるため、今回の選挙では改選しません。投票方法は前回同様、オンライン投票システムおよび郵送による投票（希望者のみ）により行われます。下記に示す投票期間に定められた方法で投票してください。選挙の開始は学会ホームページ、メール一斉配信、郵送（郵送投票希望者のみ）にてお知らせいたしますので、期日が近くなりましたら学会からの情報配信にご注意ください。

### I 代議員選挙

#### 1. 選挙人および被選挙人

- (1) 選挙人は、2019年6月30日までに本年度の会費を納入した普通会員とする。
- (2) 被選挙人は、選挙人の条件を満たし、かつ入会年度を含めて継続して3年以上経過した普通会員とする。  
但し、代議員（現評議員）のうち、連続して3期を務めている者は被選挙権を有しない。

#### 2. 選挙の実施および方法

- (1) 選挙は地区別の投票によって行う（選挙権および被選挙地区は、2019年7月31日時点で普通会員本人が指定した資料送付先の住所により定める）。
- (2) 地区は、北海道・東北・関東（東京を除く）・甲信越・東京・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州・沖縄の8地区単位で選出する。各地区での選出定数は、地区ごとの会員数（25名に1人）によって決定する。
- (3) 投票期間 2019年9月2日（月）～9月24日（火）消印有効

#### 3. 当選人の決定

- (1) 地区別に最多有効得票の者から順次当選とする。
- (2) 同得票数の者が2人以上の時は、選挙管理委員長が抽選で当選人を決定する。
- (3) 当選が決定したときは、選挙管理委員会が当選人にその旨を通知する。

#### 4. その他疑義が生じた際は、その都度選挙管理委員会において決定する。

### II 理事の選挙

#### 1. 選挙人および被選挙人

- (1) 代議員選挙によって選出された代議員が選挙人および被選挙人となる。

#### 2. 選挙の実施および方法

- (1) 選挙は、投票によって行う。5地区以上の代議員の中から理事定数を選抜する。
- (2) 投票期間 2019年11月8日（金）～11月25日（月）消印有効

#### 3. 当選人の決定

- (1) 5地区以上にわたる代議員受諾者の中から、有効得票数の多い者を順次当選とする。
- (2) 同得票数の者が2人以上の時は、選挙管理委員長が抽選で当選人を決定する。
- (3) 当選が決定したときは、選挙管理委員会が当選人にその旨を通知する。

#### 4. その他疑義が生じた際は、その都度選挙管理委員会において決定する。

### III 投票方法について

投票方法は原則、オンラインシステムでの投票となりますが、期日までに郵送投票を希望された方については郵送での投票も受付いたします。つきましては、郵送投票を希望される場合は、Web上からオンライン会員情報管理システム内の会員情報更新画面で「郵送での投票を希望する」にチェックを入れていただくか、メール・FAX・郵送いずれかの方法にて事務局宛にご連絡ください。締め切りは2019年7月31日（必着／期日厳守）です。

予め郵送選挙の希望を登録・申し出をされなかった方は、オンラインシステムによる投票を行っていただくこととなりますので、何卒ご了承ください。以上